

## (別紙4) (第6関係)

### 令和3年度「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち 農業支援サービス導入タイプ」審査・評価要領

#### 第1 趣旨

この要領は、令和3年度「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち農業支援サービス導入タイプ」(以下「本事業」という。)の新規課題選定及び成果目標の達成状況の点検評価に当たって準拠すべき方法を定め、適正かつ円滑な審査に資することを目的とする。

#### 第2 審査・評価委員会

- 1 本事業の補助金交付候補者の選定及び事業実施主体の成果目標の達成状況の点検評価に当たり、公正中立及び透明性を図るため外部の有識者(以下「外部委員」という。)を含む「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち農業支援サービス導入タイプに係る審査・評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 外部委員は、農林水産行政、農業現場や農業支援サービス事業等に精通し、公正中立の立場で選定審査できる者を農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が委嘱する。
- 3 委員会は外部委員3名以上と農林水産省農産局農産政策部技術普及課長及び事業担当課職員をもって構成する。
- 4 外部委員の任期は委嘱の通知の日から翌年度末までとし、再任は妨げない。また、外部委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、外部委員の互選によりこれを選任する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門的見地から意見を聞く必要が生じたときは、委員会に参考人を出席させることができる。参考人は、公正中立の立場で発言できる者を農産局長が委嘱する。また、参考人は、委員会の要請により、あらかじめ申請者に対し内容等を聴取し、委員会の場で報告することが出来る。
- 8 外部委員及び参考人は、委員として行った職務において、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

#### 第3 選定審査・点検評価対象事業

- 1 委員会は、本事業における補助金交付候補者の選定審査について検討を行う。
- 2 選定審査・点検評価対象事業は、必要に応じて追加及び廃止できるものとする。

#### 第4 運営

- 1 委員会の招集は、農産局長が行う。
- 2 委員会は、外部委員の過半数が出席しなければ開催できないものとする。ただし、欠席した外部委員が別紙により意見を付して委員長に議決の権限の委任を行った場合は、委任を行った外部委員は出席したものとみなす。

- 3 1回目の委員会開催は原則農林水産省農産局農産政策部技術普及課（以下「技術普及課」という。）が取りまとめ、2回目以降の委員会は必要に応じ持ち回り開催できるものとする。
- 4 委員会の事務局は技術普及課に置くものとする。

## 第5 審査

- 1 委員会は、第6で定める審査基準に基づく委員の合議等により、提出された申請書類に対する評点を決定する。
- 2 委員会は、評点の高い申請書類から順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で採択優先順位の高いものを補助金交付候補者として決定する。なお、評点と同じ申請書類が複数存在する場合、事業費の少ないものがより採択優先順位が高くなるものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて申請書類に対して修正・追記等の指摘を行うことができる。

## 第6 審査基準

- 1 委員会における審査に当たっては、以下の基準に準じて採点する。
- 2 審査基準は、必要に応じて追加、廃止及び修正できるものとする。

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 生産性の向上効果	事業計画に記載の取組について ・労働時間の削減やコスト低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
2 稼働率の向上効果	事業計画に記載の取組について ・導入するスマート農業技術の効果をどの程度多くの経営体が享受することが出来るか ・導入するスマート農業技術の効果をどの程度多くの農地が享受することが出来るか	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
3 活動の事業性・取組の実現性	事業計画に記載の取組について ・活動内容の実現可能性はどの程度か ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
4 その他（行政との整合）	・本事業の申請に係る農業支援サービス事業が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている	認定があれば 5 点

## 第7 評価

- 1 農産局長は、事業実施主体から報告を受けた成果目標の達成状況について、点検評価を行い、その結果を踏まえた評価所見案を作成するものとする。

- 2 委員会は、農産局長が作成した評価所見案に対して委員の合議等により、必要に応じて修正させ、最終的な評価を決定する。
- 3 事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。
  - ・ 過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同団体を含む。)の場合
  - ・ 審査項目1から3までのいずれかにおいて審査委員の過半から3点以下の採点を受けた場合

#### 附則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。

別紙

# 委任状

私こと、スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち農業支援サービス導入タイプ及び技術カスタマイズ等に係る選定審査委員

は、

年 月 日に開催されるスマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち農業支援サービス導入タイプに係る審査・評価委員会を欠席しますので、議決に係る一切の権限を委員長に委任します。

年 月 日

氏名